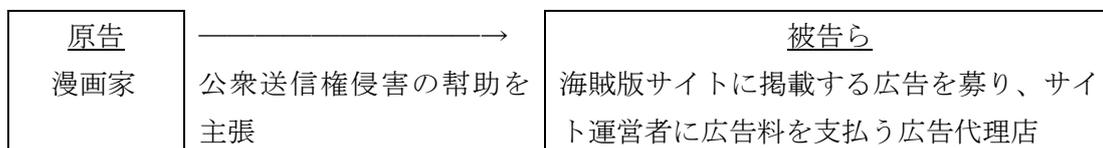


漫画村広告事件

広告料収入がほとんど唯一の資金源であった漫画の海賊版サイトに広告を出稿して、サイト運営者に広告料を支払う広告代理店の行為は、漫画の公衆送信権の侵害行為の幫助に当たるとして、損害賠償の支払が命じられた事例
東京地裁令三（ワ）一三三三、漫画村広告事件、令和三・一二・二一判決
参照条文 著作権法二三条・民法七〇九条・七一九条一項・七一九条二項

事案の概要

本件は、漫画家である原告が、インターネット上の漫画閲覧サイト「漫画村—無料コミック漫画—」（本件ウェブサイト）において、原告の著作物である漫画が無断掲載されて原告の公衆送信権が侵害されているところ、被告らは本件ウェブサイトに掲載する広告主を募り、同サイトに広告主の広告を掲載させて、同サイトの管理者に広告掲載料として運営資金の提供等を行うことにより、上記公衆送信権侵害を幫助したと主張して、被告らに対し、共同不法行為者としての責任（民法719条2項，709条）に基づき損害賠償金1100万円の支払を求めた事件である。



判決の要旨

(イ) 本件ウェブサイトの運営実態を見ると、本件ウェブサイトの運営者は、5万冊以上もの漫画作品をインターネット上に掲載していたが、原告漫画を含め、本件ウェブサイトに掲載されている漫画の多くを、著作権者の許諾を得ずに無断で掲載する一方、利用者において無料でそれらの漫画を閲覧することができるようにし、発行翌日に新作閲覧ができるようにするなどのこととして利用者の誘引や閲覧数の増大を図り、費用は広告収入で賄う仕組みを作り上げ、本件ウェブサイトの開設から2年後には、月間の閲覧数が1億7000万にも上るなど、本件ウェブサイトの利用者は相当の規模に上っていたことが認められる。

(ロ) そうすると、本件ウェブサイトは、その利用者からの支払によりこれを運営するための経費（本件ウェブサイトが使用するサーバ等、その維持管理に必要な費用や本件ウェブサイトの運営者等の得る報酬等）を賄うことが構造上予定されず、その規模を増大させることにより、本件ウェブサイト上での広告

掲載効果を期待する事業主を増加させ、その運営資金源のほとんどを、広告事業主から支払われる広告費による広告料によって賄う仕組みであったことがうかがわれるのであって、当該広告料収入がほとんど唯一のその資金源であったというべきである。このような本件ウェブサイトの運営実態からすると、本件ウェブサイトに広告を出稿しその運営者側に広告料を支払っていた行為は、その構造上、本件ウェブサイトを運営するための上記経費となるほとんど唯一の資金源を提供することによって、原告漫画を含め、本件ウェブサイトに掲載されている漫画の多くを、著作権者の許諾を得ずに無断で掲載するという本件ウェブサイトの運営者の行為、すなわち、原告漫画の公衆送信権の侵害行為を補助しあるいは容易ならしめる行為（幫助行為）といえるものである。

解 説

本件は、漫画家が、漫画の海賊版サイトに広告を出稿して同サイトに広告料を支払っている会社を相手に、同行為は著作権侵害行為の幫助行為にあたるとして、同会社に損害賠償金1100万円の支払を求めた事件であり、裁判所は満額の支払を命じました。従前から違法な海賊版サイトがインターネット広告による広告料収入を資金源に運営されていることが社会問題化され、広告業界においても、早急に対策を強化する必要があるとの認識が広く共有され、平成29年には専門部会が設置されていましたが、かかる状況の下に、本判決は、著作権侵害行為を内容とするサイトに資金源を提供する行為をもって著作権侵害の幫助行為と認定して、海賊版サイト運営者に広告料を支払っている広告代理店の責任を肯定した初めての判決です。

本判決は、本件ウェブサイトに掲載されている漫画の多くは著作権侵害の漫画であったこと、本件ウェブサイトの利用者は相当の規模に上っていたこと、本件ウェブサイトはサイト利用者から対価を徴収せず、専ら広告料収入によって運営資金がまかなわれていたことを認定し、広告を出稿して広告料を支払う行為は著作権侵害行為の資金源を提供する幫助行為と評価しました。

控訴審判決の要旨〔控訴棄却〕

控訴審・・・知財高裁令四（ネ）一〇〇〇五、令四・六・二九判決

参照条文 著作権法二条一項一号・二号・二三条・一一四条一項

原判決に対して被告らが控訴しましたが、控訴審も原判決を支持しました。

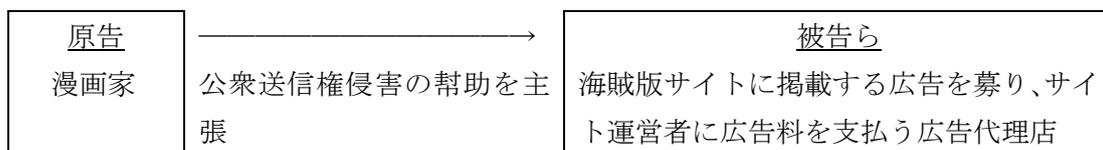
漫画村広告事件

漫画の海賊版サイトに広告を出稿する広告代理店の行為が公衆送信権侵害の幫助に当たるとされ、著作権法114条の損害額推定規定を用いなくて、原告作品の過去の売上実績から原告が得るべき使用料相当額を算出し、それに寄与率を乗じて逸失利益の額を算出した事例

東京地裁令三（ワ）一三三三、漫画村広告事件、令和三・一二・二一判決
参照条文 著作権法二三条・民法七〇九条・七一九条一項・七一九条二項

事案の概要

本件は、漫画家である原告が、インターネット上の漫画閲覧サイト「漫画村—無料コミック漫画—」（本件ウェブサイト）において、原告の著作物である漫画が無断掲載されて原告の公衆送信権が侵害されているところ、被告らは本件ウェブサイトに掲載する広告主を募り、同サイトに広告主の広告を掲載させて、同サイトの管理者に広告掲載料として運営資金の提供等を行うことにより、上記公衆送信権侵害を幫助したと主張して、被告らに対し、共同不法行為者としての責任（民法719条2項，709条）に基づき損害賠償金1100万円の支払を求めた事件である。



判決の要旨

前記認定のとおり、原告漫画1の累計発行部数（紙媒体による書籍，電子書籍及び複数巻を一つにまとめた新装版を含む。以下同じ。）は約2000万部、原告漫画2の累計発行部数は約370万部であり、原告漫画の1冊当たりの販売価格は462円であって、原告漫画の売上額は、およそ109億4940万円となること、原告漫画の著作権者であると認められる原告が受けるべき使用料相当額は、原告漫画の上記のような発行部数等に照らし、同売上額の10パーセントと認めるのが相当である。

ところで、本件ウェブサイトによる原告漫画が無断掲載されたことにより、原告漫画の正規品の売上が減少することが容易に推察され、原告漫画においても、発売日翌日に本件ウェブサイト上にその新作が掲載されていたことによれば、新作が無料で閲覧できることにより、読者の原告漫画の購買意欲は大きく減退するというべきである一方、被告らの行為は、本件ウェブサイトによる原告漫画の違法な無断掲載を、広告の出稿や広告料支払という行為によって幫助したものととどまること、原告漫画2の上記累計発行部数は令和2年1月頃までのも

のであって、本件ウェブサイトが閉鎖された平成30年4月より後の期間における原告漫画2の売上げに関して被告らの行為との間の関連性を認めることができないことその他本件に顕れた一切の事情に照らして検討すれば、被告らの本件における行為が原告漫画の売上減少に寄与した割合は、約1パーセントと認めるのが相当である。

これらの事情に鑑みると、本件ウェブサイトによる原告漫画に係る著作権（公衆送信権）侵害行為を被告らが幫助したと相当因果関係が認められる原告の損害額は、1000万円（ $\div 109億4940万円 \times 0.1 \times 0.01$ ）と認めるのが相当である。（他に弁護士費用100万円を認容）

解 説

従前から違法な海賊版サイトがインターネット広告による広告料収入を資金源に運営されていることが社会問題化され、広告業界においても、早急に対策を強化する必要があるとの認識が広く共有され、平成29年には専門部会が設置されていましたが、かかる状況において、本件は、漫画家が、漫画の海賊版サイトに広告を出稿して同サイトに広告料を支払っている会社を相手に、同行為は著作権侵害行為の幫助行為にあたるとして、同会社に損害賠償金1100万円の支払を求めた事件であり、裁判所は満額の支払を命じました。判決は、著作権法114条の損害額推定規定を用いるのではなく、原告作品の過去の売上実績から原告が得るべき使用料相当額を算出し、その額に被告らの行為の売上減少への寄与率を乗じるという手法で逸失利益の額を算出しました。すなわち、原告は、原告漫画1の累計発行部数は約2000万部、原告漫画2の累計発行部数は約370万部であり、いずれも1冊当たり462円であるから、無断掲載された原告漫画の総売上げは109億4940万円を下らず、原告の収入はこれらに印税率10%を乗じた10億9494万円であるところ、本件ウェブサイトが原告漫画を無断掲載したことにより消費者の購買意欲が低下するなどして被った原告の損害額は全体の1%を下ることはないから、原告が被った売上減少に係る損害額は1000万円を下らないと主張しました。そして、事案の性質上、本判決は原告の主張をそのまま認めました。

控訴審判決の要旨〔控訴棄却〕

控訴審・・・知財高裁令四（ネ）一〇〇〇五、令四・六・二九判決

参照条文 著作権法二条一項一号・二号・二三条・一一四条一項

被控訴人（原告）は、控訴審において、著作権法114条1項の損害額擬制規

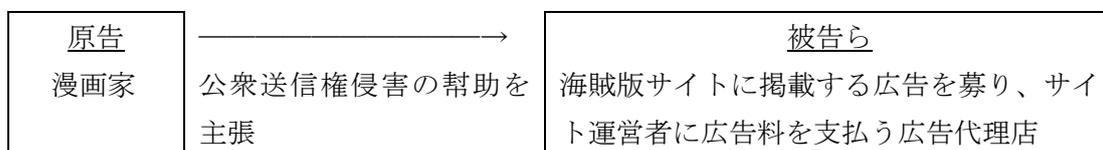
定の適用を追加主張しました。控訴審は、著作権法114条1項の損害額として3086万6548円を認定し、被控訴人の請求額である1000万円と弁護士費用100万円の計1100万円はその範囲内であるから全額認められるとしました。

漫画村広告事件

漫画の海賊版サイトに広告を出稿する広告代理店の行為が公衆送信権侵害の幫助に問われた事件において、広告代理店は、同サイトが違法に多数の漫画を掲載している蓋然性を認識していたのだから、同サイトの運営者が、そこに掲載する漫画の著作物の利用許諾を得ているかどうかを調査した上で広告掲載依頼を取り次ぐべき注意義務を負っていたとして、広告代理店の過失を肯定した事例
東京地裁令三（ワ）一三三三、漫画村広告事件、令和三・一二・二一判決
参照条文 著作権法二三条・民法七〇九条・七一九条一項・七一九条二項

事案の概要

本件は、漫画家である原告が、インターネット上の漫画閲覧サイト「漫画村—無料コミック漫画—」（本件ウェブサイト）において、原告の著作物である漫画が無断掲載されて原告の公衆送信権が侵害されているところ、被告らは本件ウェブサイトに掲載する広告主を募り、同サイトに広告主の広告を掲載させて、同サイトの管理者に広告掲載料として運営資金の提供等を行うことにより、上記公衆送信権侵害を幫助したと主張して、被告らに対し、共同不法行為者としての責任（民法719条2項，709条）に基づき損害賠償金1100万円の支払を求めた事件である。



判決の要旨

被告らにおいては、遅くとも被告らが本件ウェブサイトへの広告配信サービスの提供を開始した平成29年5月の時点においては、本件ウェブサイトの属性、すなわち、本件ウェブサイトが著作権者等から許諾を得ずに違法に多数の漫画を掲載している蓋然性を認識していたものであるといえる。しかして、前記認定のとおり、原告漫画は、人気を博し、需要者層に相当程度浸透していたもので

あるから、このような原告漫画についても、被告らにおいては、著作権（公衆送信権）侵害行為を行っているものであることを予見することが可能であったといわなければならない。そして、被告ら自身、そのような本件ウェブサイトの実態や規模拡大についての認識に基づき、その広告掲載効果が比較的高いものであると考えたからこそ、それを取引先にも伝え、広告配信事業を展開し、広告事業主からの広告掲載依頼を本件ウェブサイトにつなげることにより、自らも営業上の利益を得ていたものであるといえる。一方で、被告らにおいて、Dを通じて本件ウェブサイトに掲載されている原告漫画について著作権使用許諾契約が締結されているか否かを確認することが困難であったことをうかがわせる事情も見当たらず、違法行為を幫助することを回避することは可能であったものである。

これらに照らせば、被告らとしては、本件ウェブサイトの運営者が、そこに掲載する漫画の著作物の利用許諾を得ているかどうかを調査した上で、本件ウェブサイトへの広告掲載依頼を取り次ぐかどうかを決すべき注意義務を負っていたといわざるを得ない。（中略）被告らがDを介して本件ウェブサイトに広告を出稿しその運営者側に広告料を支払っていた行為（幫助行為）は、前記注意義務に違反した過失により行われたものといわざるを得ない。

控訴審判決の要旨〔控訴棄却〕

控訴審・・・知財高裁令四（ネ）一〇〇〇五、令四・六・二九判決
参照条文 著作権法二条一項一号・二号・二三条・一一四条一項

原審判決に対して被告らが控訴しましたが、控訴審判決も原審判決同様に控訴人ら（被告ら）の過失を認めました。